

令和５年度第５回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会

<議事要旨>

開催日時	令和６年３月２７日（水） 午後２時００分～
開催場所	摂津市立地域福祉活動支援センター ４階
出席者 （委員）	石川委員（会長）、切東委員（副会長）、柏原委員、海野委員、下村委員、百武委員、榎谷委員、井川委員、松田委員、増本委員、東委員、野々村委員、辻委員、佐々木委員、長崎委員、西田委員（オンライン参加）
欠席者	井口委員、武田委員
オブザーバー	摂津市社会福祉協議会 山本事務局長 地域包括支援センター 市川センター長
事務局	松方、谷内田、細井、辻、浅尾、末永、坂本、亀崎、吉田
案件	１．開会 ２．案件 （１）令和５年度の取組 （２）第９期せつつ高齢者かがやきプランについて （３）答申について （４）地域密着型サービスの開設等について （５）その他 ３．閉会
資料	・摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 会議次第 ・委員名簿 ・【資料１】令和５年度の主な取組 ・【資料２】第９期せつつ高齢者かがやきプラン 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案) ・【資料２差し替え】市長挨拶文 ・【資料２別紙】第９期せつつ高齢者かがやきプラン(案)に対する応募ご意見と市の考え方 ・【資料３】答申 ・地域密着型サービスの開設等について ・令和５年度第４回摂津市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画推進審議会議事要旨 ・令和５年度第４回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会（令和６年１月２４日開催）委員からのご意見・ご質問とその回答

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
Ⅰ．開会	
保健福祉部次長あいさつ、資料確認	
Ⅱ．案件 （Ⅰ）令和５年度の取組	
会長	ここから進行を務めさせていただきます。皆さまどうぞよろしくお願いいたします。 では、案件Ⅰ「令和５年度の主な取組」について、事務局からご説明よろしくお願いいたします。
事務局	それでは令和５年度の主な取組について、事務局からご説明させていただきます。資料Ⅰを用いて、２ページに記載の「第８期せつつ高齢者ががやきプラン」の施策体系の順に説明します。 まず、基本目標Ⅰの「介護予防と健康づくり」についてです。 健康づくりグループの活動発表会の再開について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止していた健康づくりグループの活動発表会を４年ぶりに再開いたしました。当日は１４グループ２３０名の出演者の参加と、１０５名の見学者の参加がございました。 次に、一部委託型つどい場の増回について、千里丘の第１０集会所で実施しているつどい場の参加人数が多くなり、新しい人の受け入れが難しくなったことにより、１１月から午後の部を増回し、午前と午後の二部制で開催しております。これまで参加していた方については、以前と同じ午前の時間帯での参加が多い状況でございますが、午後の時間帯は参加者にも余裕があり、新しい参加希望者の受け入れをすることが可能な状態となっております。 オンラインつどい場の試行的実施については、５月に新型コロナウイルスの取り扱いが５類感染症に移行したことを踏まえまして、運営方法を再度検討しております。これまでつどい場に参加したことのない方にオンラインでつどい場を体験してもらい、新たにつどい場に来てもらえるよう、令和６年度の開催に向けて担い手と調整を行っております。 次に、６ページ目「元気リハビリ教室」の安威川以南圏域での開始に向けた調整について、ご説明します。「元気リハビリ教室」は、要支援者を対象とした短期集中的なリハビリテーションサービスで、平成２９年度から保健センターで実施してきました。このたび、安威川以南圏域の人も参加がしやすいよう、安威川以南圏域での実施場所について検討しました。実施場所の調整ができましたので、令和６年度中に安威川以南圏域の１か所で保健センターの職員が出向く形で「元気リハビリ教室」を開始する予定となっております。 次に、基本目標２の「在宅生活・日常生活の支援」について、２点ご報告をさせていただきます。

まず、8ページ目、緊急通報装置の制度の拡充について、7月から制度内容を変更しました。変更内容については、表に記載のとおりです。6月まではひとり暮らしの高齢者ががん・心疾患・脳血管疾患など急変の恐れがある持病を持つ方を対象とした制度でしたが、7月からはひとり暮らし高齢者だけでなく、高齢者のみの世帯にも対象を広げ、持病の要件を撤廃しました。併せて、これまでは固定電話の回線を利用する設置型のみの対応となっておりますが、固定電話をお持ちでない家庭が増えていることから、固定電話のない世帯を対象に携帯型の機器の貸与を開始しております。

続きまして、9ページ、配食サービス提供事業者の公募について、配食サービスでは、昼食と夕食を提供しておりますが、そのうち昼食の配食サービス提供事業者をプロポーザル形式で公募を行いました。当該プロポーザルで決定した事業所と打ち合わせを行い、これまでは普通食のみの提供となっておりますが、新たにカロリー・塩分調整食など特別食の対応が可能となりました。特別食については、※で記載のとおり、疾病の治療を目的とした食事というわけではありませんが、普通食と比べると栄養価の調整等がされております。ただし、3点目に記載のとおり、普通食の本人負担金は1食当たり400円となっておりますが、特別食については1食当たり600円となっております。

続いて10ページ、基本目標3の「地域ケア体制の整備」について、4点ご報告させていただきます。

1つ目は、個別ケース会議に関するケアマネジャー向け説明会についてです。ケアマネジャー部会で、個別ケース会議の内容を中心に地域ケア会議の目的や考え方についての説明会を行いました。令和5年度は、2月末現在で11回の個別ケース会議を開催しております。

次に、「気持ちノート」の発行です。もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考え、家族や医療・介護関係者と話し合うことを目的とした「気持ちノート」を医療関係者や介護関係者の皆さまのご協力のもと、作成しました。この「気持ちノート」は、お薬手帳サイズとなっており、お薬手帳とともに日ごろから持ち歩いていただくよう、啓発しております。なお、※に記載していますように、令和4年度に発行したエンディングノートについては、令和6年1月に部数を増やして再度発行し、公共施設などで配布しております。

次に、人生会議についての市民向け講座の開催です。人生会議の普及・啓発を目的に済生会吹田病院と共催で市民向け講座を開催しました。講座の参加者は85名で、先ほど説明しましたエンディングノートや「気持ちノート」、「気持ちノート」を持ち歩くためのお薬手帳入れなどの物品を配付しました。

次に、14ページ、多職種連携研修会の再開です。令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために中止としていた医療と介護の連携のための多職種連携研修会を再開しました。

次に、基本目標４の「認知症施策の充実」について、３点ご報告させていただきます。

１点目の認知症ケアパスの改訂について、平成３０年度に発行しました認知症ケアパスの図やイラストなどを活用し、情報を整理したうえで令和５年度に改訂しました。新しい認知症ケアパスは、市役所や公共施設だけでなく、医療機関、歯科医療機関、薬局などにもご協力をいただき、各機関で設置していただきました。

次に、図書館と連携した啓発活動について、１１月に市民図書館と鳥飼図書センターと連携し、認知症に関する本の展示や認知症支援として取り組んでいる活動などを紹介しました。また、市民図書館では、体験型のイベントとして小学生以下のこどもを対象に認知症マップ作りという参加型の取組を実施し、当日は７名のこどもの参加がございました。

次に、本人交流会の実施です。認知症かもしれないという方や、認知症の診断を受けた方とその家族など、当事者同士の交流会を実施いたしました。当日は、認知症の当事者３人、家族などの関係者３人の参加がございました。なお、こちらの交流会は４月２２日にも開催を予定しており、広報せつつ４月号にてお知らせを掲載しております。１回目の開催の際には参加者の方から「楽しかった」「もっといろんな話を聞きたかった」「皆さんの笑顔を見て私も笑顔になりたいと思った」など、好意的な感想をいただいております。ご本人やご家族の方など、同じ立場の人との交流を希望されている周囲の方がいらっしゃいましたら、ご紹介していただけますと幸いです。

次に、１９ページ、基本目標５の「介護サービスの充実」について、２点ご報告させていただきます。

まず、介護の日イベントについて、令和４年度から会場での開催を再開しておりましたが、令和４年度は展示などを中心とし、規模を縮小していました。令和５年度は、ステージでの催しやバルーンアートを作る体験型ブースの開催など集客型のイベントも再開し、おおむねコロナ禍前の内容で実施しました。

次に、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付について、物価高騰が続く中で、その影響を受けている市内の介護サービス事業所に対して支援金を交付いたしました。また、申請する事業者の負担軽減を目的に、令和４年度に申請をしていた事業所に対しては受け取りの辞退や口座の変更がない場合には、手続き不要のプッシュ型での交付を行いました。

最後に、２２ページ「令和５年度の取組の総括」です。５月に新型コロナウイルスの位置付けが５類感染症に移行したことに伴い、人の集まる研修会、会議、イベントについて、おおむねコロナ禍以前に実施していた活動は再開しています。また、市民調査でニーズが多かった緊急通報装置の制度の拡充や、今後の不安として多くありました終活や人生会議などについての啓発など、昨年度実施した市民調査から得られた内容を基に制度の見直しや啓発活動などを実施してまいりました。

こうした取組を受けまして、令和６年度は、研修会やイベントなどの人の集まる取組

	を継続的に実施するとともに、より多くの人に参加いただけるよう周知や声掛けを継続してまいります。 また、高齢者が参加できる活動について情報収集を行い、より一層外出や活動への参加を促していきます。具体的には、コロナウイルスが落ち着いたことで新しい活動なども始まっていることから、改めて活動の情報収集を行い、中学校区別に作成をしている高齢者のための地域活動マップを更新していきます。 さらに、市民同士の支え合い活動の活発化や、個別ケース会議を通じた支援者間のネットワークづくりなど、人のつながりを通じた支援を行っていきます。 最後に、4月1日には介護保険制度の改正がございますので、適宜、改正内容を関係機関と共有し、適切に対応を行ってまいります。 以上が令和5年度の主な取組の報告になります。ありがとうございました。
会長	ご説明ありがとうございます。皆さまが参加しておられたり、活動を担っておられたりする取組のご紹介もあったと思います。ご質問・ご意見等いかがでしょうか。
委員	スライド9の配食サービス（昼食）提供事業者の公募について、これはどうして公募になったのでしょうか。例えば、今まで特別食の対応をしていなかったですが、ニーズがあるので、対応可能な業者に変えたいという理由で公募したのでしょうか。公募した理由を教えてください。 また、特別食について、疾病の治療を目的としたものではないというのはどういうことでしょうか。例えばたんぱく制限のようにドクターからの指示に対応するものではなく、一律に塩分調整何グラムということが記載されているのでしょうか。「疾病の治療を目的としたものではございません」がどういうことを指すのか、私はよく分からなかったなので、その2点について教えていただきたいと思います。
会長	事務局よろしく願いいたします。
事務局	まず1点目の配食の事業者を公募した理由について、これまで社会福祉協議会に配食サービスの昼食を委託し、普通食を提供しておりました。社会福祉協議会には、地域包括支援センターの委託や認知症総合支援事業として、初期集中支援チームなど、地域づくりについて委託しておりますが、今後さらに地域包括ケアを充実させ、認知症の施策を進めていくために、社会福祉協議会の負担を軽減する必要がありました。 また、配食サービスを提供している民間の事業者が増えており、特別食などのニーズにも対応できる場所があるため、プロポーザル形式で公募し、民間の事業者へ委託することになりました。 もう1点、ご質問がありました特別食は、咀嚼機能に応じてムースセットや、やわらか食、消化にやさしい食、カロリー・塩分調整食、たんぱく・塩分調整食のように一律に塩分調整やカロリー調整をしながら提供しているものです。医師の意見があって提供するというものではなく、一般の方でも希望があれば利用できますが、配食の事業者が医療的な知見を持っているわけではありませんので、利用する際にはご利用者さんとかかりつけ医で相談していただけたらと思います。

会長	ありがとうございます。食事はすごく大切なことですし、いろいろなバリエーションがあることはいいと思います。ちなみに利用者からご要望や事業者を変えてのご感想はあるのでしょうか。
事務局	申し訳ございません。特別食についてはまだ依頼がない状況ですので、これから出てきた際には報告できたらと思います。
会長	ありがとうございます。今質問をした理由としては、サービスにバリエーションがあっても、利用している方自身のニーズに合っていて、これを使おうと思わないと、なかなか使いこなせないと感じたからです。業者としていろいろなメニューを提供できたとしても、市民の方々自身がこういうときはこういう食事の方がいいというような判断ができたり、よりよく暮らしていくための知恵がついたりするような工夫がないと、いろいろなメニューがあっても使いこなすことは難しいのではないかと思います。他いかがでしょうか。
委員	やわらか食とかいうのはどういう人が対象になるのですか。
事務局	やわらか食は、歯の欠損とか義歯が合わないなどの理由で噛む力が衰えた方向けの商品です。似た商品として、ムース食もありますが、ムース食は噛む力だけではなく飲み込む力が衰えた方向けの商品となっております。
委員	嚥下がうまくいかないという理由で特別食を利用するのはいいですが、硬いものが食べにくいという人は大体、義歯が合わないというケースが多いので、まず歯科に行っていたきたいと思います。
会長	ありがとうございます。いろいろな対応方法がありますので、そこはご自身が何を選ぶかということになると思います。他いかがでしょうか。
委員	大きな話ではないですが、この資料に書かれているイベントの中で、例えば7名参加や3名参加など、人数の実績報告がありました。この参加人数は目標に対して成果があり、評価として丸なのか、全然これは次年度に値しないものなのかという、各項目に対する評価はきちんとできているのでしょうか。
会長	ありがとうございます。7名というのは図書館のところでしょうか。
委員	そうです。他にも、口頭で人数を発表していたところがありましたが、目標に対してどうなのかというのがよく分かりませんでした。
会長	よろしくお願いします。
事務局	今いただきました目標に対して、参加人数はどうだったのかというご質問ですが、今回ご報告させていただいた取組については、今年度新しく取り組んだ内容が多くなっております。そのため、どれぐらいのニーズがあるのかという情報収集も含み、まずは取組を実施することが1つの目標となっております。今回の参加人数等を含め、どれぐらいのニーズがあるのか、どの地域で実施するとよりよいのかなど、情報を整理し、今後活かしていくことが目的となっております。 つどい場の増回については、第8期計画でつどい場の参加人数や実施箇所数などを

	目標値として掲げていますので、年間の取りまとめという形で次年度の進捗管理の中でご報告をさせていただきます。以上です。
副会長	今ご質問されたように、全市の中で参加者が3名や7名というのは少な過ぎるという印象が拭えないと思います。反省材料として今後どうするかですが、つどいの場など、高齢者ご自身の集いも必要ですが、認知症の啓発活動も必要です。認知症啓発活動で小学生以下のこどもが対象とありましたが、どうして小学生も対象にしないのでしょうか。本人交流会も本人3人と家族などの関係者が3人というのは、少ないと感じます。少し若い人や家族への支援が不足しているというイメージを受けるので、第9期の反省材料にさせていただいたらいいいのではないかと思います。
会長	事務局いかがでしょうか。
事務局	ありがとうございます。次年度以降の取組に活かせるよう、今回はご意見として受け止めさせていただきたいと思います。
会長	他にご意見などありますでしょうか。お願いいたします。
委員	先程の図書館と連携した認知症啓発活動に私も参加させていただきました。本人交流会にも参加しております。図書館での啓発活動について、小学生以下と書いていますが、小学生も来ていましたので、小学生も含み小学生以下と表現しているのではないのでしょうか。マフ作りの前に市の職員が小学生に対して、認知症について話をしていたので、啓発活動として効果があったと思います。こどもたちは認知症について知らないようで、話を聞いて自分のおじいちゃん、おばあちゃんのこと話していたので、理解しているように感じました。人数は少なかったですが、これからも同じように啓発していけば、だんだん広まると思います。 本人交流会も初めてのことで、何人来るかと不安になっていましたが、知り合いを連れていくなどして人が集まりました。参加者はまた次回も行きたいと言っていました。初めてのことなので人数は少なかったですが、これからだんだん広まっていくと思いますので、続けた方がいいと思います。
会長	ありがとうございます。参加人数が少ないのではないかとのご意見と、実施することにいろいろな意味があったというご意見がありました。 どう捉えるのかということですが、まず数で判断するということは実際あると思います。目的があって、効果を得ようと思うと、全市民が対象となる取組ですので、市民が8万人いて、こどもだけでも何千人いるのに対して、参加者が7人というのは少ないのではないかとこの問題はあります。しかし、そもそもプログラムが知られているのか、新しい取組であれば、何をする取組なのかが知られているのでしょうか。行ってみればすごく楽しい、勉強になるというイメージがチラシを見て伝わるのであれば行こうと思いますが、そういった周知を始めていくという段階ではないかと思います。また多くの人に知られるまでどれだけ時間をかけられるのかということもあります。 高齢者施策において重要なのは、主体づくりです。例えばマフ作りはすごくいい取組

	ですが、これを実際のところ摂津市で何回できるのでしょうか。本人交流会についてもプロジェクトチームが事務局となっていますが、事務局が実際何回開催できるのかという問題があります。いい取組であっても、それに取り組む主体となる人がたくさんいるのか、協力してくれる人や参加者をどう増やしていくのかというところが、かがやきプランにおいて非常に重要なので、主体として取り組む人を増やさないと、それを知って参加してくれる人も増えないという構造になっています。 どの取組も主体として協力してくれる方は頑張っておられますが、そこから新しく参加する方が増えるスピードが足りないというのが悩みです。実際やはり数も大切です。各小学校でどれくらい増やしていけるのかといった展望も実行していくうえでは非常に重要なのではないかと思います。 何度も言いますが、そういった取組をしてくださる方々が交流する暮らしの応援協議会の開催や、それに代わるものが必要なのではないかと改めて申し上げさせていただきます。 皆さん、いかがでしょうか。
委員	先程、認知症の方の本人交流会をどういう内容で取り組むかという話が出ましたが、もう大分前に摂津市で認知症の方が集まってグループホームゆうとび庵で回想法に取り組んでおり、私はボランティアで参加していました。10人弱が参加しており、月に一回ほど実施していて、私は当時最初から毎回ボランティアとして参加していました。回数が重なるたびに皆さんの表情が変わり、家族さんも帰ってからの表情が違うと言っておられました。毎月行くのでお互いが顔見知りになり、休まれたときにはどうしたのだろうと気にしておりました。本人だけでは活動ができない方は私たちボランティアが声かけしながら取り組んでおり、その場に家族は来ていないので、本人とボランティア、ファシリテーターの方だけでしたが、すごく効果があり、楽しまれていたので、本人の交流会はすごく大事だということを今聞かせてもらって思い出しました。以上です。
会長	ありがとうございます。事務局の令和6年度に向けてのまとめでも、参加できる会にどんどん参加してもらい、つながりを増やしていくということを書いていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。ただ、参加者はなかなか増えずらく、お忙しい方も多い中で、無償で皆さんに公的な活動に参加していただくというのはなかなか難しいとは思いますが進めていただきたいと思います。 では、続いて案件2の「第9期せつつ高齢者かがやきプランについて」、事務局から説明をお願いします。
2. 案件 (2) 第9期せつつ高齢者かがやきプランについて	
事務局	それでは、案件2の第9期せつつ高齢者かがやきプランについて、事務局より説明をさせていただきます。「第9期せつつ高齢者かがやきプラン案」と、資料2別紙の「パブリックコメントのご意見と市の考え方」の2つを用いて説明させていただきます。まず、第9期せつつ高齢者かがやきプラン案についてですが、前回の審議会の際にご

	意見をいただいた項目の反映状況をページ順に説明させていただきます。 まず、1 ページ目「計画策定の趣旨」について、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律について加筆してはどうかというご意見をいただいておりますので、下から2 段落目の中程辺りに、その法律について加筆しております。 続きまして、56 ページの基本理念について、前回の審議会で承認いただきました「一人ひとりが自分らしく 安心して健やかに暮らせるよう みんなで支え合う つながりのまち」に変更をしております。 続きまして、84 ページの軽費老人ホーム、ケアハウスと養護老人ホームの入所時の状態像のところに、市内の施設はそれぞれ1 か所のため、施設の受け入れ状態に合わせて記載をしてはどうかというご意見をいただいております。内部で取り扱いを確認した結果、確かに市内の施設は1 か所ずつですが、必ずしも市内の施設のみを利用しなければならないわけではなく、他市の施設を利用する場合もあることから、前回の記載どおり「施設により異なる」という記載にしております。 次に、85 ページの居住支援協議会と居住支援法人の記載について、審議会でご意見をいただいたように、居住支援法人が居住支援協議会の事務局を担っているという文章にし、居住支援法人の説明の中に、現在摂津市内で居住支援法人として活動しております桃林会と光摂会の2 か所を記載しました。 また、同じページの上の※、住宅確保要配慮者として、国土交通省令で列挙されている外国人などを加筆してはどうかというご意見がありましたので、「外国人など」という記載を加筆しております。 続きまして、89 ページについて、令和6 年1 月1 日に施行をされた認知症基本法の内容を加筆してはどうかというご意見をいただいておりますので、一段落目の最後に加筆しております。また併せて認知症の日や認知症月間などの啓発の日、啓発月間についても触れてはどうかというご意見をいただいておりますので、コラムという形で加筆しております。 続きまして、91 ページの認知症サポーター養成講座について、「こども」という文言を入れてはどうかというご意見をいただいておりますので、今後の方向性の1 つ目に、「こどもを含む」という文言を加筆しております。 また、家族への支援についても加筆した方がよいのではないかというご意見をいただいておりますので、今後の方向性の5 つ目の「家族の理解を促す支援として適切なタイミングで医療・介護サービスを受けられるよう周知を行う」という部分に、認知症の人本人だけではなく、その家族を含んでという形で加筆しております。 続きまして、93 ページのひとり暮らし高齢者等への支援について、情報機器などを活用して緩やかに社会とつながるということも記載してはどうかというご意見をいただいておりますので、下から2 行目に「オンライン等の利用も含めた」を加筆しております。
--	--

続きまして、106 ページの給付適正化の取組について、もっと広報すべきではないかというご意見をいただいております。計画は変更してはませんが、前回の審議会でのご意見・ご質問への回答の6 ページに記載していますように、事業者向けには既に集団指導の際に前年の指摘や注意が必要な点について説明しております。市民向けの公表については第9期以降に実施方法も含めて検討してまいります。

続きまして、110 ページの福祉就職フェアへの支援について、こちらも計画は変更してはませんが、前回の審議会でのご意見・ご質問への回答の2 ページに記載していますように、現状、会場や備品の借り上げ料については市で確保しているため無料となっています。引き続き市で会場や備品の確保などを行い、費用的な負担を軽減することで支援していきます。その他につきましては事業者連絡会の皆さまと協議のうえ、検討を進めさせていただきます。

同じく110 ページ、外国人人材についても触れてはどうかというご意見をいただいておりますので、今後の方向性の4 つ目に人材確保等の記載の中で外国人人材に関しての記載を加筆しております。

最後に、計画に対しての取組結果が分かりにくいというご意見について、計画は変更してはませんが、今後の審議会でご報告や進捗管理や主な取組の報告などを随時行い、計画に対してどのような取組を行っているかをお示ししていきたいと考えております。

以上が前回の審議会でもいただいたご意見に伴う変更です。

次は、パブリックコメントの結果のご報告です。2月1日から3月1日にかけて、実施しましたパブリックコメントについて、4名から全10件のご意見をいただきましたので、資料2別紙としてまとめております。お配りしている資料については、いただいた意見の全文を左の列に、その意見の要旨を市でまとめたものを真ん中の列に、意見に対する市の考えを右の列に記載しております。また、ご意見の提出の際にページ番号を指定してご意見を記載されたものについては、ページ番号を掲載し、ご意見を受けての計画の変更の有無を記載しております。

審議会後、とりまとめが終わりましたら、ご意見の要旨、市の考え方、ページ番号、変更の有無についてはホームページに掲載する予定です。ただし、9番と10番に関しては、かがやきプランに対するご意見ではないということで、ホームページの掲載からは外す予定となっております。

ご意見を踏まえて計画を変更している部分について説明させていただきます。

まず6番について、第8期計画に掲載をされていた高齢者の見守りに関する取組の図を今回の計画にも掲載してはどうかというご意見をいただきましたので、内容を現状に合わせて更新し、94 ページに掲載しております。

次に、7番は前回の審議会でも上映しました介護保険料の説明の動画について、動画の説明と動画の視聴を促す二次元バーコードを掲載してはどうかというご意見をいただきましたので、113 ページにコラムとして加筆しております。以上がパブリック

	コメントに基づく変更になります。 最後に、事務局で全体調整として変更している点について、ご説明します。 まず、全般において文言の統一や「てにをは」の修正を行っております。また、基本目標３について、施策の基本的な方向の順番を変更しております。詳しくは５８ページをご覧くださいと思いますが、前回までは５８ページの基本目標３の（１）高齢者・家族介護者への支援を３番目に掲載しておりましたが、こちらの項目は介護保険の認定を受けている方以外が受けられる支援の内容も含まれており、介護保険制度の適正・円滑な運営が１番目にあることで、この基本目標は介護保険のことしか書いていないのではないかと誤読される恐れがあることから順番を変更しております。 また、計画の範囲外の部分にはなりますが、本日差し替えの資料を配布しております市長挨拶文の「はじめに」では、高齢者だけでなく、こどもや障害者などを含めた多世代の支援に関する事業である重層的支援体制整備事業について加筆しております。 以上が案件２の事務局説明となります。ありがとうございました。
会長	ありがとうございます。パブリックコメントを受けて、改めて細かい点まで修正を加えていただいているようですが、ここからの変更は難しいのでしょうか。
事務局	ページ番号の変更を伴うものについてはご容赦いただければと思いますが、細かい文言の調整でしたら多少はお受けできると思っております。
会長	ありがとうございます。若干の修正は可能ではあるということです。一年間皆さんと一緒にいろいろ議論をしてきて、ここまで形になった計画でございます。感想でも構いませんし、今後ここからこの計画が３年間実施をされますので、皆さんと改めて確認しておきたいこと、共有したいこと、ご意見等ありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。
委員	８４ページの養護老人ホームについて、以前から何度か意見を出しておりますが、入居の要件が施設によって異なる、身体状況によって異なるだけではなく、養護老人ホームは要介護の人も入居できますので、その辺りを書いた方が市民は要介護であっても入れるのだとわかるのではないのでしょうか。特養に入れない要介護１～２の人が、養護老人ホームは対象になるということが分かるように記載する方がいいのではないかとお話をしたと思いますが、一切入っていません。但し書きや下の※で特定の指定を持つ施設は要介護認定を持っていても対象になることを書いていた方が、特養を断られたという人が養護老人ホームは対象になるということが分かりやすいと思います。文言が増えるので行が変わるかもしれませんが、ご検討ください。
会長	事務局どうでしょうか。
事務局	高齢介護課は、例えば家庭の事情により在宅生活を継続できず、他の手段で住居を確保できない方への対応の中で、養護老人ホームへの入所措置という判断をすることがあります。また状況により市内での生活が適切でない方もいるため、そのような場

	合は他市の養護老人ホームへの入所という対応になります。そのため、他市の養護老人ホームのことも想定し、今回は施設により異なるという表現をさせていただいております。
委員	摂津市は養護老人ホームへの措置入所について、限定的な基準を設けているように感じます。養護老人ホームへの入所条件について、他市の状況も調べてみてください。
会長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。
委員	94 ページの高齢者の見守りに関する取組という図について、この中で真ん中より右側にある、ケアマネジャーから要介護にケアプランの作成の矢印が出ていますが、今日この後の議題となっている「地域密着型サービスの開設等について」の介護予防支援事業所の新規指定の中で、ケアマネジャーが予防プランを作るということも出てくると思います。そうすると要介護だけではなく、要支援にも矢印が必要ではないでしょうか。この後の審議になりますが、特にひかりのケースになると、要支援の方のプラン作成が出てくると思いますので、図を改訂された方がいいのではないかと思います。以上です。
会長	事務局いかがでしょうか。
事務局	ありがとうございます。確かに今回の改正で直接ケアプランの作成を受けられるようになりますので、変更ができるかどうかも含めて、反映の仕方を検討させていただきたいと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。
委員	先程、図書館と連携をした認知症の啓発活動のことが触れられていました。91 ページで、こどもを含む幅広い世代での啓発活動ということで、「こどもを含む」という文言を入れていただきました。小学校、中学校も含めて考えたいと思います。学校現場で認知症に対する理解を深めるために学校教育課、教育委員会と福祉サイドで協議を行い、積極的に取組を考えることが、この3年間の今後の取組の中で大きいと思います。 また障害についても、合理的配慮を含めた理解に取り組む必要があるとは思いますが、核家族化でなかなか高齢の方とこどもたちが接する機会も少ない状況もありますが、その中で認知症高齢者が地域で暮らし続けていくということからいっても、こどもたちを含めて周りが正しく理解するというのは、地域共生社会をつくっていくうえで常に大きな要素だと思います。ぜひとも行政の中での垣根を越えてまちを全体として住みやすくするためにつくっていくために、協働して取組を考えていただきたいです。広報活動も含めてですが、ぜひよろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。特に教育領域との連携、学校現場との協働ということになると思いますが、その場合、具体的にどこが主体となり、取り組むベースとなるのでしょうか。学校ということになるのでしょうか。具体的な提案があればお願いします。

委員	もちろん私も社会福祉協議会にご提案いただければ、出前講座も含めて対応を考えていけるのではないかと思います。実際には学校が、カリキュラム的に厳しいという状況の中で、時間を積極的に取ってくれるのかという問題があると思いますが、そういうことは働き掛けによって考えていただけることも出てくると思います。そういう意味で協議、働き掛けを積極的にお願いしたいということです。
会長	ありがとうございます。高齢介護課がイニシアティブという立場から働き掛けることも必要なのではないかとこのご意見だと思います。事務局、何かございますか。
事務局	何がどこまでできるかというところを高齢介護課で考えたうえで、教育委員会等に打診をしていくことになっていきますが、協議の中で教育委員会から意見等も出ますので、その点については、改めてご報告をさせていただきたいと思います。
会長	ありがとうございます。他、皆さまいかがでしょうか。計画策定にあたっての審議会は最後ですので、ご感想でもいいので皆さまからお聞かせください。
委員	私たちは校区で「リハサロン」をしており、そのときに小学校3年生ぐらいのこどもたちに昔の遊びを教えるなどして交流をすることがあります。そのような機会に認知症についての啓発活動を入れていくのが、どこの校区でもやっていると思うので、既存の取組を活用するのであれば一番手取り早いのではないかと思います。
会長	ありがとうございます。既存の取組を工夫していくことでこどもへの啓発につながるのではないかとこのご意見ですね。
委員	既存の取組の中でこどもが集まる場所があるとしたらそこかなと思います。そういったこどもが集まる場所で啓発活動をすれば、校区とつながりができていくかと思います。
会長	ありがとうございます。まさに社会福祉協議会なり校区福祉委員会なりとのつながりを生かした取組が可能ではないかということで、今提案をいただきました。公募市民の委員の皆さま、いかがでしょうか。
委員	認知症についてこどもたちに知ってもらうという話について、一学年だけが対象でしたが、コロナ前に小学校で民生委員や認知症について話をしました。コロナ禍で、継続することはできなかったですが、そういったことを通して知ってもらうこともいいと思います。小学生向けに啓発するのであれば、大々的にやるより、ちょっと時間を取ってもらってやる方がいいと思います。私たちは中学年を対象にやらせてもらいました。理解できる学年とまだ理解が難しい学年があると思いますが、そのようなやり方もあると思います。
会長	ありがとうございます。皆さんから実はこんな取組をやっていたとか、やっているとかが、できるのではないかとこのご意見が出て、私も毎回勉強させていただいていますが、その一方で皆さんの取組をより明確に広げていくという見方も必要です。組織的にそういった取組を広げていき、参加人数が一桁や、10ではなくて、数十人、百人というようなレベルで広がっていけるような仕組みを考えることが、特にこの場で

	は必要だと思います。そういった芽は実はたくさんあるのだということを改めて確認させていただきました。非常に勇気づけられるご発言だったと思います。他いかがでしょうか。認知症のことも、それ以外のこともお願いします。
委員	61 ページに摂津市の日常生活圏域の状況という表があります。2023 年 9 月のデータのようなのですが、ここには摂津市の人口が 8 万 6,446 人という数字があります。65 歳以上が 2 万 2,187 人という数字が出ています。我々が今協議していることの対象人数は、これ以上になることもありますよね。障害者の問題もありますが、せっかくこのようなデータやこれにプラス取組があっても、この取組の対象人数は何人なのでしょう。せっかくここまでデータが出ていても、あとは事業所うんぬんという話ばかりに感じます。社会福祉を万遍なくするためには対象となる人数が他にも多々いると思いますが、今話題になっている認知症、それに認知症予備軍、その人口がどれだけいるのでしょうか。それによって取り組む課題や施策が違ってくると思います。もしかしたら、今やっている取組をやる必要がないのかもしれない。参加人数が 3 人、4 人、10 人と言っている取組の対象人数が本当は 1,000 人かもしれないし、500 人かもしれない。その中で参加人数が 5 人、10 人ではやっている意味がないので、違う方法でやらなければいけないと思います。そう考えると、もう少しデータがなければ、今やっていることの善し悪し判断がつかないのではないのでしょうか。現状の分析が足りないのではない、目的意識がどこかで欠落してしまっているのではないかという気がしてならないです。こうしたらいい、ああしたらいいということは、もう少し人口のデータ分析を進めてからでないと、なかなか取組が進まないという気がしています。
会長	ご意見ありがとうございます。いかがでしょうか。私なりの考えがありますが、まず事務局からお願いしてもよろしいでしょうか。
事務局	ご意見ありがとうございます。先程のご意見はごもっともなところだと思います。人口動態等を見据えながら施策の展開をしていくことは当然でございます。まず、計画としては大枠を押さえながら、こういった方向性でいくのかという視点で考えております。当然ながら、個々の施策に関しては対象等が異なりますので、その辺りを踏まえながら運営方法や募集人数等を考えていきます。例えば認知症の啓発でいいますと、認知症の方だけでなく、家族や今ご意見があったようなこどもも含めて啓発していく必要があると考えているため、母数を確定するのはなかなか難しいです。ご意見としてもっともであることは理解しておりますので、今後、施策の展開を考えていく際には個々の効果等を確認しながら進めてまいります。
会長	ありがとうございます。先程の意見に重なるかもしれませんが、やはり担い手や取り組むためのパワーが足りないという現状で施策、個々の取組を考えるのではなく、むしろ関係機関、団体がこの中にずらっと並んでいるので、福祉の関係者だけで、福祉の取組を行うのではなく、他分野と連携していく必要があると思います。先程、教育現場と連携したらもっといろんな取組ができるのではないかという意見があったよ

	うに、鳥飼の分室についても結果的に公民館になりましたが、検討の過程の中で商業施設の一部を利用するという案があったと聞いています。商業団体の関係者や福祉ではない領域の施設、会社の人たちなど組み合わせを新しくし、福祉のことを考えることによっていろいろな取組ができるのではないのでしょうか。例えば冒頭にありました食事の問題は、食品関係の方々と協力することで、実は互いの領域を広げる可能性ができるのではないかとということを今後は考えていく必要があると思います。 また、包括的支援体制がこの計画にも書かれていますが、包括的支援体制とは、福祉関係者だけではなくて、それ以外の領域の人とも一緒に取り組んでいくということだと思いますので、そういった方向を改めて検討していければと思います。私もこの計画には5期から関わっていますが、5期に比べると、本当にいろいろな取組が増えてきたと思います。ますます市民の皆さま、委員の皆さま、そして関係者の皆さまとこの内容を発展させていきたいと改めて思いました。 今いただいたご意見は計画を大きく変えるご意見ではなかったと思いますが、いただいたご意見を改めて事務局で調整したうえで、検討をお願いします。
事務局	会長からお話がありましたように、本日いただいたご意見により少し変更する部分が出てくるかと思います。改めて最終案をお諮りする機会があればよいのですが、今回が計画策定前の最後の審議会となりますので、いただいたご意見に基づいた変更については会長一任として、事務局と会長で相談のうえ対応してよろしいか、最後にご審議いただければと思っております。
会長	いかがでしょうか。最終の調整につきましては一任いただければと思いますが、皆さまいかがでしょうか。
各委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。
2. 案件 (3) 答申について	
会長	では、案件3の答申に移ります。前回答申案に対していただいた意見を基に変更しております。冒頭にありましたように答申書については、明後日3月29日に市長にお渡しする予定です。前回の審議会では4点ご意見をいただいております。 まず、1つ目が認知症や権利擁護などに触れる記載があってもよいのではないかとのご意見です。2つ目は、介護職員という記載は実際に体に触れて介護をするケアワーカーのイメージがあるため、ヘルパー、ケアマネジャー、介護職員と併記するとケアマネジャーが体に触れる介護を行うと誤解される可能性があることから記載を変更すべきではないかというご意見です。そして3点目が外国人人材のことについて記載すべきではないかというご意見で、4点目は項目3について、審議会に参加している団体の名称なども具体的に書くべきではないかというご意見でした。 まず、1点目について、項目2の支援が必要な状態に「介護が必要な状態や認知症を発症する」を加え、具体的な表現にしました。 2点目と3点目について、項目4の表題と語彙等を少し変更しています。4点目は、

	1と重複しますが項目2の支援が必要な状態の例示を加えています。 また、項目3に団体や活動を書き加えました。さらにこれまでの審議会で市が取り組んでいる内容の周知が行き届いていないのではないかとこの話が繰り返し出てきていましたので、その内容についても書き加えています。 以上が前回の審議会のご意見を受けての変更点となります。明後日、市長にお渡しすることとなっておりますので、大きな変更は難しいですが、若干の変更であれば可能であります。皆さま、ご意見いかがでしょうか。事務局にはかなり頭を悩ませながら変更していただきましたが、皆さまいかがでしょうか。今日の議論でもありましたように、これまでの取組やこれからの取組をどう進めていくのか、いろいろな取組の団体をどう活性化させていくのか、また連携体制や何よりも介護人材のこと、そして認知症の方及び終末に向けて安心して最期まで暮らせるという取組、つながりのまちづくりということでもまとめております。
委員	時代認識としてよくわからないことが1点あります。今の状況をアフターコロナと捉えるのがいいのか、ウイズコロナと捉えるべきなのか、どちらなのでしょう。コロナというのはもうなくなってしまって、閉塞感がいっぱいあった時代から新しく時代が移っているのでしょうか。考え方については、副会長から教えていただければいいのかもしれませんが、私はアフターコロナと言ってしまっているのかと本当は思っています。
会長	副会長いかがですか。
副会長	おっしゃるとおり、まだコロナは残っています。私はずっとコロナの再感染の研究をしていますが、今は全部オミクロン株で何回も感染します。再感染があります。私のデータでは16か月の間隔で結構コロナに感染していますが、アメリカに比べたら日本は再感染の発生率は少ないです。コロナの一番のハイリスクは唯一、年齢です。若い人は何回かかっても普通の風邪です。偉い先生にアフターコロナと言っていいのか、ポストコロナと言っていいのか、ウイズコロナと言っていいのか聞いてみますが、若い人にとったらコロナは普通の風邪というイメージになります。濃厚接触の扱いもなくなったし、アメリカでは5日間隔離というのもなくなりました。イギリスでは8割がもう抗体を持っていると言われています。アメリカは65%ぐらいで、日本はまだまだと言っていますが、ここ最近コロナにかかっていない方が、多くかかっているの、私の感触としては日本国民も半分ぐらいはもう抗体を持っているのではないかと思います。これもまだきちんと調べていないので、私の師匠の先生に聞いて、後で分かったら会長にご連絡します。若い人にとっては普通の風邪という感覚になってきていますが、高齢者はワクチンを7回接種しても、重症化しませんが感染します。高齢者にとってコロナは、死ぬか生きるかで重症化して死亡されるか、それをクリアして何とか生きておられるかという病気でしたが、若い人にとってはもう普通の風邪です。抗ウイルス薬はすごく高いので、勧めてもそんな高い薬を若い方は飲まず、解熱剤ぐらいしか飲みません。でもみんな治っています。若い方が罹患さ

	れるのと高齢者が罹患されるのでは全然ダメージが違います。 アフターコロナというのは悪くはないと思いますが、正確にそう言っているのか、私の師匠の先生に聞いて、会長に連絡します。
会長	ありがとうございます。この文言に関して、まるで研究会の口頭試問のような難しい問いかけですので、副会長の師匠にお伺いしてもらいますが、それほど間違っていないというところで今回ご了承いただければと思います。今日中に事務局と相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。他いかがでしょうか。 ありがとうございました。今申し上げましたとおり、何か重大なことが起きない限り、この内容で答申とさせていただきたいと思います。
2. 案件 (4) 地域密着型サービスの開設等について	
会長	では、案件4ということで地域密着型サービスの開設等について、事務局から説明よろしくお願いいたします。
事務局	事務局より、地域密着型サービスの開設について、ご報告します。今日お配りしました地域密着型サービスの開設等についてという資料をご覧ください。 まず、1番目について、前回10月の第2回審議会でお話をさせていただいたデイサービスたんぽぽが、当初の予定どおり令和6年4月1日開設する運びとなりました。場所につきましては、現在の庄屋2丁目から千里丘東5丁目に移転ということになります。なお、デイサービスたんぽぽの定員は12名となっております。この施設は二階建ての施設となっており、1階にはデイサービスたんぽぽ、そして摂津障害者生活支援センターはあねすとバクのパン屋さんとバクかふえが入ります。2階には定員60名のわかば保育園が併設されております。 2番目の介護予防支援事業者の新規指定ですが、現在介護予防支援については、地域包括支援センターのみが指定を受けることが可能となっております。居宅介護支援事業所が実施する場合は地域包括支援センターから業務委託として実施する形となっておりますが、令和6年4月の介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることが可能となり、居宅介護支援事業所が直接、介護予防支援を実施することができることになりました。なお、改正後も引き続き地域包括支援センターからの一部委託も可能となっております。 この改正を受けまして、こちらに書いております特養ひかりケアプランセンターと正雀ひかりケアプランセンターの2事業所から指定の意向をいただいておりますので、ここでご報告させていただきます。 引き続き、国からの詳細な情報が下りてきましたら随時、他の事業所の意向を確認してまいりたいと考えております。今回、更新していただいた事業所も含めまして丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。ご質問・ご意見等はございますか。
委員	確認ですが、1番の地域密着型サービス事業の新規指定、デイサービスたんぽぽですが、定員数12名はもともと12名で、4月からも12名ということで、ただ単に移

	転ということでよろしいですか。
事務局	さようでございます。
委員	分かりました。
会長	他いかがでしょうか。WE B参加の委員、何かご意見等ございますか。
委員	今回、第9期の計画に対して、それぞれご意見を言っていたのを聞いて、すごく熱意を感じました。先程のアフターコロナの表現について、私も考えましたが、切東先生がおっしゃっていたように、それぞれお考えはいろいろですので、学会としてもどっちがいいかというのは、なかなかご判断が難しいのではないかと感じました。 一つ提案ですが、アフターコロナという文言がタイトルになっていたと思いますが、必ずしも答申書の部分に入れなかったとしても下の文章を読めば、この時期にコロナが流行し、社会生活の制約がありましたが、これから解除されていく中でいろいろな地域の活性化が求められていきますということで、アフターコロナとも、ウイズコロナとも明言しなくても、この3段落で伝えたいことは分かると思います。最終的には会長に一任されると思いますので、取り計らっていただければと思います。 少し話は変わりますが、大阪府におきましては今年度、医療計画、健康増進計画、医療費適正化計画などいろんな行政計画を改定する年度でして、次年度から大阪府でもそれぞれの取組を引き続き関係各位の皆さまのご協力を得ながら進めていくことになります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。他ご意見いかがでしょうか。
委員	今の意見のとおり、アフターコロナという言葉はなくてもいいのではないのでしょうか。地域づくりの活性化ということで十分意味は通じているのではないかという気はいたします。
会長	そうですね。元に戻してしまって申し訳ありません。アフターコロナがなくても十分内容としては議論しましたし、この文章の中にも書かれています。
委員	言葉として、Ⅰのタイトルは地域づくりの活性化ということでいいのではないかとおっしゃっていたので、それでいいと思いました。
会長	いかがでしょうか。もちろん意味としては、この時期における地域づくりを活性化させるということです。少し案件が戻ってしまったのですが、Ⅰを「地域づくりの活性化」に変更することは事務局も可能だということですので、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。 案件の地域密着型サービスの開設等についてはよろしいでしょうか。また新たにいろいろな領域が重なり合うことのできる拠点ができたということで、そういう意味でも喜ばしいことだと思います。
2. 案件 (5) その他	
会長	それでは最後の案件5のその他について、事務局からご説明をお願いします。
事務局	それでは、その他ということですが、今年一年、計画の策定にあたって、さまざまな

	お立場からご意見をたくさん頂戴し、本当にありがとうございました。計画につきましては、今年度策定となりますが、委員の皆さまの任期は令和8年3月31日までとなっております。今後は作成した計画の進捗管理を行ってまいりますので、引き続き皆さまのご意見を頂戴できたと存じます。 次回の審議会はまたこちらの方から追って日時等ご連絡をさせていただきます。恐らく夏頃になろうかと思いますが、これから日程の調整をし、審議会開催の大体1か月前頃にはご案内をお送りできるよう進めてまいりたいと思います。 なお、計画の冊子につきましては、データが完成次第、市ホームページに掲載をいたします。皆さまには次回の審議会でお渡しすることを考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。 本当に一年間ありがとうございました。お疲れさまでした。
会長	それでは本日の会議は終了とさせていただきます。特にこの一年間、計画についてご議論いただきましてありがとうございました。計画につきましてはぜひ改めていろいろな方々にお伝えいただければと思います。どうもありがとうございました。
3. 閉会	